

公 示

公示第 38 号

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請、
譲渡・譲受、合併・分割及び相続の認可申請に係る法令試験の実施について」
の一部改正について

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請、譲渡・譲受、
合併・分割及び相続の認可申請に係る法令試験の実施について」（平成 20 年 5 月 15 日
付け公示第 19 号）の一部を別添のとおり改正したので公示する。

令和 7 年 8 月 1 日

東北運輸局長 吉田 昭二



○ 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請、譲渡・譲受、合併・分割及び相続の認可申請に係る法令試験の実施について（平成２０年５月１５日付け公示第１９号）

新	旧
公示第１９号 平成２０年 ５月１５日 一部改正 平成２５年 ３月１９日 一部改正 令和 ３年 ６月１５日 <u>一部改正 令和 ７年 ８月 １日</u> 公 示 <u>一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請、譲渡・譲受、合併・分割及び相続の認可申請</u>に係る法令試験の実施について <u>「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請、事業計画変更認可申請等の処理方針について」（平成２９年９月１日 公示第３９号）</u>における法令遵守事項の規定により、法令試験を実施<u>することと</u>しているところであるが、今般、法令試験の適切な運用を図るため実施方法等の見直しを行い、下記のとおり定めたので公示する。 平成２０年５月１５日 東北運輸局長 内藤 政彦 記 １．試験を実施する許可等申請事案 （１）一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をする場合を含む。<u>以下同じ。</u>）の経営許可申請（ただし、特定貨物自動車運送事業者が当該事業許可の廃止と同時に、新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得する場合については除く。）	公示第１９号 平成２０年 ５月１５日 一部改正 平成２５年 ３月１９日 一部改正 令和 ３年 ６月１５日 公 示 <u>一般貨物自動車運送事業の許可等の申請</u>に係る法令試験の実施について <u>「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係る許可及び事業計画変更認可等に関する処理方針」（制定 平成１５年２月２８日 公示第１２６号（一部改正 平成２０年４月１日））</u>における法令遵守事項の規定により、法令試験を実施しているところであるが、今般、法令試験の適切な運用を図るため実施方法等の見直しを行い、下記のとおり定めたので公示する。 平成２０年５月１５日 東北運輸局長 内藤 政彦 記 １．試験を実施する許可等申請事案 （１）一般貨物自動車運送事業<u>（特別積合せ貨物運送をする場合を含む。）</u>の経営許可申請（ただし、特定貨物自動車運送事業者が当該事業許可の廃止と同時に、新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得する場合については除く。）

(2) 一般貨物自動車運送事業の事業の譲渡・譲受、合併・分割（一般貨物自動車運送事業の許可を取得している既存事業者が存続する場合は除く。）及び相続認可申請

(3) 特定貨物自動車運送事業の経営許可申請

(4) 特定貨物自動車運送事業の事業の譲渡・譲受、合併・分割（特定貨物自動車運送事業の許可を取得している既存事業者が存続する場合は除く。）及び相続認可申請

2. 受験者

受験者は、1申請に当たり1名のみとし、申請者が自然人である場合は申請者本人、申請者が法人である場合は、許可又は認可後、申請する事業に専従する常勤役員とする。

3. 法令試験の実施方法

(1) 法令試験は、隔月で実施する。

(2) 初回の法令試験は、原則として許可申請書等を受理した月の翌月以降に実施することとし、法令試験の実施予定日の前までに、実施予定日時及び受付時間並びに試験時間、会場等を申請者あて通知する。

(削除)

(削除)

4. 受験者の確認等

当該申請に係る受験者は、試験当日の開始前に申請人本人（申請者が法人である場合は、許可又は認可後、申請する事業に専従する常勤役員）であることが確認できる運転免許証、個人番号カード、パスポート等を提示すること。

5. 出題範囲及び設問形式等

(1) 出題の範囲（以下の法令等については、法令試験の実施日において施行されている内容から出題する。）

- ①貨物自動車運送事業法
- ②貨物自動車運送事業法施行規則
- ③貨物自動車運送事業輸送安全規則
- ④貨物自動車運送事業報告規則
- ⑤自動車事故報告規則
- ⑥道路運送法

(2) 一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をする場合を含む。）の事業の譲渡・譲受、合併及び分割（一般貨物自動車運送事業の許可を取得している既存事業者が存続する場合は除く。）、相続認可申請

(3) 特定貨物自動車運送事業の経営許可申請

(新設)

2. 受験者

受験者は、1申請に当たり1名のみとし、申請者が自然人である場合は申請者本人、申請者が法人である場合は、許可又は認可後、申請する事業に専従する役員とする。

3. 法令試験の実施方法

(1) 法令試験は、隔月で実施する。

(2) 初回の法令試験は、原則として許可申請書等を受理した月の翌月以降に実施することとし、法令試験の実施予定日の前までに、実施予定日時及び場所等を記載した書面を郵送等により申請者あて通知する。

(3) 法令試験を実施した結果、合格基準に達しない場合は、翌々月に1回に限り再度の法令試験を受験できることとし、(2)に準じて再度通知する。

(4) 再試験において合格点に達しない場合は、却下処分とする。ただし、当該申請についての取下の願い出があった場合は、この限りではない。

4. 受験者の確認等

当該申請に係る受験者は、試験当日の開始前に申請人本人（申請者が法人である場合は、許可又は認可後、申請する事業に専従する業務を執行する常勤役員）であることが確認できる運転免許証、個人番号カード、パスポート等を提示すること。なお、自己都合で受験できない場合は不合格とする。

5. 出題範囲及び設問形式等

(1) 出題の範囲（以下の法令等については、法令試験の実施日において施行されている内容から出題する。）

- ①貨物自動車運送事業法
- ②貨物自動車運送事業法施行規則
- ③貨物自動車運送事業輸送安全規則
- ④貨物自動車運送事業報告規則
- ⑤自動車事故報告規則
- ⑥道路運送法

- ⑦道路運送車両法
- ⑧道路交通法
- ⑨労働基準法
- ⑩自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年２月９日労働省告示第７号）
- ⑪労働安全衛生法
- ⑫私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
- ⑬下請代金支払遅延等防止法

（２）設問方式

○×方式及び語群選択方式とする。

（３）出題数

３０問

（削除）

（４）試験時間

５０分とする。

６． 合否にかかる取扱い

（１）合格基準は正答数８割以上とする。

（２）合格基準に達しない場合は、翌々月に１回に限り再度の法令試験を受験できるとし、３．（２）に準じて通知する。

（３）（２）の再試験において合格基準に達しない場合は、当該申請を却下処分とする。ただし、当該申請についての取下の願い出があった場合は、この限りではない。

（４）４．による受験者の本人確認ができない場合、または通知した試験終了時間までに受付が行われなかった場合には合格基準に達していないものとみなす。

７． その他

（１）参考資料等の持ち込みは不可とする。ただし、関係法令等の条文が記載された条文集を配付する。（当該資料は書き込み不可。試験終了後に回収。）

（２）試験当日、受験者は筆記用具を持参すること。

附則（平成２５年３月１９日 公示第８２号）

本取扱いは、平成２５年５月１日から実施する。

- ⑦道路運送車両法
- ⑧道路交通法
- ⑨労働基準法
- ⑩自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年２月９日 労働省告示第７号）
- ⑪労働安全衛生法
- ⑫私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
- ⑬下請代金支払遅延等防止法

（２）設問方式

○×方式及び語群選択方式とする。

（３）出題数

３０問

（４）合格基準

出題数の８割以上とする。

（５）試験時間

５０分とする。

６． その他

（１）参考資料等の持ち込みは不可とする。ただし、関係法令等の条文が記載された条文集を配布する。（当該資料は書き込み不可。試験終了後に回収。）

（２）試験当日、受験者は筆記用具を持参すること。

附則（平成２５年３月１９日 公示第８２号）

本取扱いは、平成２５年５月１日から実施する。

本取扱いの実施前に改正前の公示に基づく法令試験を受験している場合は、改正後の公示に基づく法令試験の受験を再試験とみなす。

附則（令和３年６月１５日 公示第３３号）

本取扱いは、令和３年７月１日から実施する

附則（令和７年８月１日 公示第３８号）

本取扱いは、令和７年８月１日から実施する。

本取扱いの実施前に改正前の公示に基づく法令試験を受験している場合は、改正後の公示に基づく法令試験の受験を再試験とみなす。

附則（令和３年６月１５日 公示第３３号）

本取扱いは、令和３年７月１日から実施する

（新設）